

大郷  
編

明治法令抄訓

人事部

三篇

特58

930

大郷穆編次

明治法令抄訓  
人事部  
三篇

版權免許  
葵花書屋藏版

明治法令抄訓

三篇目錄

親王諸王分別の事

親王家の外二代目より華族

の列たる事

皇族徽章の事

諸社寺へ菊徽章の品柄寄附禁

止の事

明治法令抄訓

三篇目錄

親王諸王分別の事

四親王家の外二代目より華族

の列たる事

皇族徽章の事

諸社寺へ菊徽章の品柄寄附禁

止の事

皇族邸地の事

皇族華族取扱ひの事

皇族家人の事

公卿諸侯の稱廢止の事

華族地方官貫属の事

諸侯嫡子の叙任廢止の事

華族取扱ひの事

華族元服の事

華族家人の事

士族稱の事

卒と士族へ組入の事

神官の士族へ入る事

僧家の士族へ入る事

郷士の士族へ入る事

諸大夫等の位階を廢止並に國

名官名等の通稱と差停の事

士族取扱ひの事  
除族後配偶の妻妾は出生子孫

無祿の士族身分の事

士族歸農商の後再歸籍の事

華士族分家の者身分の事

婦女の戸主稱呼の事

姓名の事

異字同訓の名を改むる事

年齢の事

僧尼得度の事

僧尼の肉食婚姻蓄髮の事

僧尼伊勢参宮諸神社参詣許容

の事

僧尼服忌を受る事

僧侶姓氏を用ゆる事

僧侶改名の事

僧侶俗稱の儘住職并ニ僧號の

儘俗業勝手たる事

僧侶の位階を廢止の事

僧尼の身分及び入籍の事

一寺住職の家属士族ニ准じ

事

僧侶住職辭令書渡方の事

僧尼取扱ひの事

僧侶犯罪取扱ひの事

雇人の事

雇人召抱手續の事

雇人財を盗み處罰の事

士族よて士族を従者とふる事

平民よて士族を雇ふ事

平民苗字を用ゆる事

平民通稱と相襲ぐ事

俳優娼妓の改名並ニ雇人改名

の事

年季奉公の名目制禁の事

附リ娼妓藝妓の事

稼ご藝妓の事

諸職人及び奴僕心得の事

雇人逃亡の事

非役の華士族職業の事

農業の傍商業を営む事

家業鑑札渡方の事

服忌及び諸遠慮の事

外國人と結婚の事

北川泰明娘英人一縁組の事

明治法令抄訓三篇

大郷 穆編次

皇親

親王 諸王

親王 諸王

親王 諸王

分別の事

家ハ代々襲せられて

とふりりか爰ニ戊

月ニ公達ありて親王

の皇兄弟皇子を親王と

奉稱 諸王ハ皇兄弟皇子の外



と諸王と一親王より五世を立  
せられ一後ハ王とハ申一あぐ  
れども皇親の内ハ之あき事  
あり此等ハ人民の心得おくべ  
き件にて即ハち公達文左の通  
り

○親王皇兄弟皇子為親王

諸王皇兄弟皇子以外為諸王自親王

五世雖得王名不在皇親之限

○四親王家の外二代目より華族

の列たる事

伏見開院桂有栖川此四親王家

ハ格別にて此外新規は御取建

の親王家ハ二代目より姓を賜

はり華族と列せらる事あり

即ハち庚午十二月の公達文左

の通り  
○今般御改正ニ付テハ伏見關川四  
親王ノ外新ニ御取建ニ相成候諸親  
王家ノ儀ハ二代目ヨリ賜姓華族ニ  
被列候事

○皇族徽章の事

菊の徽章の十六葉あるハ皇居  
の徽章ニて從來親王家ニても

通用ありし事已か  
らに且其家人又ハ出入の者迄  
も紋付幕提灯杯下付ありし  
を停められ以來ハ十四葉一重  
裏菊ニ限るベき昔已巳八月布  
告の後辛未六月又雛形を副  
て布告あり其文左の通り  
○皇族家紋雛形之通被定候事

但家人始出入ノ者共ハ紋付幕提  
灯等相渡候儀以来不相成尤是迄  
相渡置候分悉皆引揚可申事

十四葉一重裏菊 (雛形)

○諸社寺ノ菊徽章の品柄寄附禁  
止の事

從來諸社寺祈願所等ハ菊徽章  
のある品々寄附ニ相成ハ謂

れ無事ニ付庚午三月と辛未  
六月兩度ニ右禁止の布告左の  
通り

庚午

○親王家ニテ用來候菊紋葉替又ハ  
裏表等品ヲ替へ御紋ニ不紛様可致  
旨先般御沙汰之通ニ候條右紋付ノ  
品々社寺へ致寄附候儀堅禁禁止被仰

出候事

○辛未

○菊御紋禁止ノ儀ハ兼テ御布告有之候處猶又向後由緒之有無ニ不関皇族之外總テ被禁止候尤御紋ニ紛敷品相用候儀モ同様不相成候條相改可申事

但從來諸社之社頭ニ於テ持來候

分ハ地方官ニ於テ取調可申出事

○皇族邸地ノ事

正院より公達左ノ通り

○皇族邸地ノ儀自今一邸三千坪以

下ニ被定候事

○皇族華族取扱ノ事

學校よて修業中ハ取扱ひヨ貴賤ノ差別ある事あれども皇族

ハ別段の事あり又皇族の職務  
ニ在せらるる時に其職務上ニ係  
る事ハ其職務上の取扱よて其  
餘ハ皆皇族の取扱ひたる旨庚  
午と辛未との公達左の通り

庚午

○親王華族學校ニテ修業條件ノ内  
一學校ニテ修業遊學中貴賤ニヨリ

待遇ノ差等無之候事

但親王ハ別段ノ事

辛未

○皇族華族取扱規則ノ内

一皇族在官タリ其職務關係ノ外ハ

皇族ヲ以テ取扱フヘキ事

○皇族家人ノ事

従前官并ニ堂上方の家又ハ相

對して召抱へられしが右を停  
止し相成り宮方へハ人撰の上  
御附あり且其職員及ヒ官等  
あどの定規左の通り

公達

○宮井ニ華族家人職員左ノ通  
家令一員家扶(適員)家從同家丁同  
右之通被定候事

○宮家令ノ儀ハ人撰ノ上御附相成  
ヘク候事

○宮華族(上元堂)ノ輩士族卒相對抱  
儀向後被停止(抄録)

右告

○皇族家令等級左ノ通改定候條此  
旨布告候事  
内親王家令  
官等八等

世襲官并一代官家今官等九等

○公卿諸侯の稱廢止の事

従前公卿を官家と稱し諸侯を

武家と稱し差別ありしが爰よ

已て六月の公達よて其稱しと

廢せられ一般に華族と稱ふべ

き事よ成れり即ち其文左の

通り

○官武一途上下協同ノ思召ヲ以テ

自今公卿諸侯ノ稱被廢改テ華族ト

可稱旨仰出サレ候事

但官位ハ是マテノ通候事

右の外は出雲の國造千家北島

の兩家其他津守河邊等の外五

家並びに琉球國あど皆華族よ

列せらる辭令の明文あさを以

て此に記さざ

○華族地方官貫属の事

布告(庚午十)

○華族(玩堂)之輩然テ地方官貫属被

仰付候事

布布告の前月より元武家華族ハ

東京住居仰付られ其後辛未二

月尚不左の通り布告あり

○先般華族(玩武)ノ輩東京住居被仰

付候ニ付テハ總テ東京府貫属タル

ヘク候條此旨相達候事

○諸侯嫡子の叙任廢止の事

從前大名儲嗣の嫡子に叙任と

て例へハ大和守安房守杯の任

官あり一ガ戊辰十二月より停

止ニ相成り然れども功勞ある



ハ格別との公達左の通り

○諸侯嫡子叙任ノ儀往々出願候者

モ之アリ候處向後不被仰付候間為

心得此段相達候事

但功勞有之者ハ格別ノ事

○華族取扱ノ事

公達

○皇族華族取扱規則ノ内

一華族ノ輩自今六等官相當取扱之

事

一華族在官ノ輩職務関係ノ外ハ官

族ノ内重ニ従ヒ取扱フヘキ事

○華族元服ノ事

従前堂上方の嫡子嫡孫の元服

と武家よてハ之を兼出と稱ハ

たれども官武一途の御趣意よ

り総て元服と相唱一何れも願  
濟の上たり一が右届のみよて  
願よ及バも且堂上方よハ元服  
のせつ齒を染め眉を拂された  
るを停止と相成り一旨の布告  
左の通り

庚午

○華族自今元服ノ輩齒ヲ染メ眉ヲ

拂候儀停止被仰出候事

壬申

○華族元服自今願ニ不及候條前以  
日限可届出事

○華族家人の事

華族家人職員ハ皇族家人の部  
ニ詳らうあり此ニ畧す

布告 庚午

○ 華族、華府藩縣貫屬士族ヲ借受候節ハ不及願其官廳へ掛合故障無之候ハ、借受候上雙方ヨリ可届出事

○ 士族稱の事

従前大名の分家ヨて其藩ニある者を一門と唱へ堂上方の家人ニ大夫と唱ふるあり舊幕府

目見以上を麾下と唱へて平士の上ニ立てり又雜曹杯の名目ありて種々唱へ来りしが己巳庚午の仰せ出されヨて都て士族と稱ふる事ニ成れり即ち其公文左の通り  
己巳公達  
知藩事へ御達ノ内

一 一門以下平士ニ至迄總テ士族ト  
可稱事

布告

○ 中下大夫士以下ノ稱廢セラレ都  
テ士族及ヒ卒ト稱シ祿制被相定候  
爾後各其地方官ニ於テ可為貫屬旨  
仰出サル(抄録)

庚午公達

○ 軍曹ノ輩自今其稱被廢士族ニ被  
置東京府貫屬被仰付候事

○ 卒を士族へ組入の事

後來の使番使丁又ハ同心おと  
ハ巳七と庚午と一皆卒と改め  
られ卒未迄たて置れ一か一代  
抱と云ふ卒を除きて府縣とも  
一般ニ士族ニ組入られ一旨壬

申正月の布告左の通り

○各府縣貫属卒ノ内従前番代ノ節

抱替等ノ稱ヲ以テ其卒等へ禄高ヲ

給與シ自然世襲ノ姿相成居候分自

今士族ニ可被仰付候條調書ヲ以テ

大藏省へ可同出尤家禄ハ従前ノ通

可相心得事

但新規一代限抱ノ輩ハ平民籍ニ

復籍セシメ給禄ノ通可遣事

○神官の士族ノ入事

布告 辛未

○神官従来ノ叙爵総テ被止候事

一官社以下府藩縣社郷社神官総テ

其地方貫属支配タルヘク本籍ノ

儀ハ士族民ノ内適宜ヲ以編籍可

致事

○僧家の士族に入事

布告 辛未

○仁和寺始ノ御所跡門跡跡等被廢

地方官管轄被仰付候節條件ノ内

一坊官候人等ノ名稱ヲ廢シ蓄髮ノ

上都テ地方官貫屬士族卒へ被差

加候事

一諸門跡比丘尼御所院家院室ノ家

士三代相思ノ者都テ地方官貫屬

士族卒へ被差加候事

但二代以下ハ各其舊籍へ可為

復候事

○郷士の士族に入事

公達 壬申

○舊来郷士ト稱シ家筋由緒有之候

者ハ士族ニ入籍可被仰付候條取調

書を以テ大藏省へ可伺出事

○諸大夫等の位階を廢し并ニ國

名官名等の通稱を差停の事

從前舊官人諸大夫等多くハ位

階ありて且通稱ニ信濃土佐又

ハ式部大學彈正杯の國名官名

を用ひたりしが無謂ことニ付

廢せられたる布今左の通り

布告 庚午

○自今舊官人元諸大夫侍并元中大

夫等位階總テ被廢候事

一國名並ニ舊官名ヲ以テ通稱ニ相

用候儀被停候事

○士族取扱の事

凡そ士族の罪ある時ハ新律綱

領ニ関刑として謹慎と閉門と禁

錮と邊成と自裁との五等と以  
 て處決ありしを改定律例之  
 と一體に禁錮に改められ又之  
 と明治七年に禁獄に改められ  
 其例文に此は畧也  
 又賊盜及び賭博等の罪を犯し  
 たる者ハ廢して庶人とあはれ律  
 を改め除族とありし禄を召揚ら

〇 除族後配偶の妻妾は出生子孫  
 の事  
 大藏省より伺ひの畧は除族の  
 後配偶の妻又は妾は出生の子  
 孫ハ本人のみを除き族ハ子孫に  
 襲はむとの例文の意ハ既に第  
 二篇の除族の部中ニ於て述べ  
 られバ此は掲げむ



孫一族とつがりて不苦哉と

あるは矢張平民たるべき旨正

院の指令左の通り

○除族後配偶ノ妻妾ニ出生ノ子孫

ハ平民タルヘキ事

○無祿の士族身分の事

廣島縣より伺ひの畧は家祿

奉還をもるも矢張士族は差置

ベき哉自分より歸農商願出れ

ハ民籍は入る可きやとあるは

正院の指令左の通り

○家祿奉還ノ者ト雖モ身分ノ儀ハ

木族ノ儘タルヘキ事

但本人ヨリ平民籍編入ヲ願フ者

ハ聞届不苦事

○士族歸農商の後再歸籍の事

内務省の伺ガヒ

置賜縣ヨリ士族戸主タル者農商

ノ見込又ハ他ニ見込アリ養子貫

受家督為致巴ノ農商籍ニ轉シ他

日其見込齟齬シ本家へ歸籍致シ

士族何某隱居又ハ厄介ト唱へ不

苦哉云々  
右へ正院の指令貼紙左の通り

○伺ノ通

但其民籍へ相續人ヲ立テ其身ノ

三歸籍不相成事

○華士族分家の者身分の事

布告(明治)

○自今華士族分家ノ者ハ平民籍ニ

編入候條此旨布告候事

但分祿ノ儀ハ不相成其宗家祿高

ノ中適宜給與候儀ハ勝手タルヘ  
キ事

○婦女の戸主稱呼の事

廣島縣より伺ケひの畧は婦女  
の戸主ハ男子ノ相續人立まで  
ハ矢張華士族某と唱ふる哉民  
籍は入るべき哉とあるは正院  
の指令左の通り

○士族ノ婦女戸主ニ相立候時ハ

士族某ト稱呼可致事

○姓名の事

従前姓を改名を通稱と名乗兩  
様用ひ且勝手は任せて取替た  
りしが壬申五月と八月の布令  
よて名ハ一名は極め姓屋號も  
取替相成ぬ事は成れり即ハち

其公文左の通り

五月

○從來通称名乗兩様相用來候輩自  
今一名タルヘキ事

八月

○華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字  
名並屋號共改称不相成候事  
但同苗同名ニテ無餘儀差支有之

者ハ管轄廳へ可願出事

前同日増布告

○人民一般改称ノ儀別紙ノ通御布  
告相成候ニ依テハ華族及奏任官以  
上ハ可届出其餘ハ各管轄廳ニ於テ  
事實取調ノ上聞届可申事

○異字同訓の名を改むる事  
濱松縣の伺がひ

△同姓ノ者ノ名其字體ハ異ニシテ  
訓同シキモノハ改名不苦哉  
右へ正院の指令左の通り  
○伺之通

從來一家の内にて父兄と苗字  
を違へ又ハ別家にて更ニ苗字  
を付する事なると相成ぬ昔の指令  
あれども畧す

○年齢の事

舊来生年を計へるニ依令ノ十  
二月の末ニ生れたるも一歳と  
し其翌年一月ニ渡れば之を二  
歳とも此割にて幾許よても算  
へ来りしが現實の年月を越せ  
しニ非ざる爰ニ明治六年二月  
以来ハ十二ヶ月を以て滿一年

とまを可き布告左の通り  
○自今年齡ヲ計算候儀幾年幾月ト  
可相數事

但舊曆中ノ儀ハ一千支ヲ以テ一  
年トシ其生年ノ月數ハ本年ノ月  
數ト通算シ十二月ヲ以テ一年  
ト可致事

○僧尼得度の事

布告(粹昧)

○士族卒平民ニ至ル迄僧尼ト相成  
度者ハ地方官へ願出地方官ニ於テ  
人體取調ノ上免許可致事

但免許候人名年末可届出事  
布告(粹昧)

○前文去ル六月中御布告相成候處  
間ニハ取調方不行届ノ儀モ有之趣

相聞候ニ付、以来出願ノ者有之節ハ、  
篤ト情實相糺シ、其身佛門ニ入り、一  
宗ノ學業可相遂程ノ者ニ限り可差  
許此旨更ニ相達候事

右の外、又教部省より得度ノ稱  
これ無きと可心得哉とある伺  
かひ、正院より宗教中私ニ唱  
来候得度等名称ノ儀ハ、別段不

及差止との指令あれども、此  
畧也

又教部省より僧侶得度の儀ハ  
爾後不及伺出辛未六月同十月  
公布の通り相心得べしとの布  
達あれども畧也

○僧尼の肉食婚姻蓄髮の事  
従前禪宗僧家の肉食妻帯等を

深く禁たれども間其戒を破る  
 こと却て俗人より甚しきに至  
 る者あるハ元倫理を悖りたる  
 法を強て立つればあり是れ佛  
 意を奉せんとして反て其罪を  
 招くものと謂ふべし爰に壬申  
 四月と明治六年一月との布告  
 によて其自由を得せしめられた

る件々左の通り

布告 壬申

○ 自今僧侶肉食妻帯蓄髮等勝手  
 ルヘキ事

但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着  
 用不苦候事

布告 六年

○ 壬申第三百三十三號布告僧侶肉食



妻帯蓄髮等可為勝手者被仰出候ニ  
付テハ自今比丘尼ノ儀モ蓄髮肉食  
縁付歸俗等可為勝手事

但歸俗ノ輩ハ入籍致シ候上戸長  
へ可届出事

○僧尼伊勢參宮諸神社參詣を許

容の事

従前伊勢の神宮其他諸神社ハ

都て僧尼の參拜を禁せられ

が壬申六月の布告よて其禁を

解せられたる事左の通り

○伊勢神宮ヲ始メ諸神社自今祭典

ノ節タリモ僧尼參詣苦シカラス候

事

○僧尼服忌を受る事

従前僧尼ハ出家と称して血縁

と断り服忌を受ること無り  
壬申六月の布告にて受ること  
と成れり即ち其公文左の  
通り

○僧尼服忌ノ儀ハ是マテ御制度モ  
無之候處自今人民一般ノ服忌ヲ可  
受事

○僧侶姓氏を用ゆる事

従前僧侶ハ我姓氏を捨て釋又  
ハ竺の何某ふど稱へしが壬  
申九月より苗氏を用ゆる事  
成れり即ち其布告左の通り  
○自今僧侶苗字相設任職中ノ者ハ  
住職某氏名ト可相称事  
但苗字相設候ハ管轄廳へ届出  
ヘキ事

秋田縣伺かひの畧は僧侶ノ内  
 釋竺浮屠等を以て苗字ニ用ふ  
 者本籍ノ復歸の節右の苗字  
 を用ひ戸主と相違ふても苦  
 うらむ哉とあるは正院の指令  
 左の通り  
 ○伺ノ趣本籍復歸ノ者ハ戸主同様  
 苗字ニ可為相改事

僧侶改名の事  
 先ささ苗字屋號とも改めるハ  
 可相成との布告にてハ僧侶の  
 改名も六ヶ敷こと、見ゆれど  
 も平人より僧侶と成り僧侶よ  
 り平人又復る時に構おさ事お  
 り即ち和歌山縣の伺かひ畧  
 正院の指令左の通り

○伺之趣平人僧侶トナリ僧侶平人  
ニ復シ候節ハ改名聞届不苦候事

僧侶俗稱の儘住職并ニ僧號の  
儘俗業勝手たる事

鳥取縣より伺ケハの畧ニ寺院

を他の子弟相續と成り

共矢張俗稱の儘よて不苦や若

又本家或ハ由緒の家ニ復歸候

上前僧名を相唱一可然ヤとあ

る正院の指令左の通り

○伺之趣俗稱ノ儘ニテ住職候共僧

尼號ノ儘ニテ俗業相營候共可為勝

手候尤改名不致候ハテハ不都合ノ

情實願出候時ハ聞届不苦事

○僧侶の位階を廢止の事

布告(六年)

○ 僧侶ノ位階自今被廢候事

○ 僧尼ノ身分及ひ入籍ノ事

僧尼ハ是まで世外を以て自り

其身を棄て定分あるものと

為し且東ノ移り西ノ轉ト萍踪

浪迹定籍あるを以て自り善

とせり爰は明治七年一月夫々

檢束を為さしめり即ち其布

告左の通り

○ 僧尼ノ輩自今族籍被定候條各自

元身分ヲ以て本人望ノ地へ本籍相

定其管轄廳へ可届出尤本末寺トモ

宗教事務管理ノ儀ハ従前ノ通取扱

一般ノ職務同様ニ可相心得此旨僧

侶へ布告スヘキ事

但原籍へ復歸シ及師僧或ハ親戚

へ附籍ノ儀ハ情願ニ任セ不苦尤  
モ一寺住職ノ者ハ平民タリトモ  
身分取扱士族ニ准シ候儀ハ従前  
ノ通候事

□ 右ニ付教部省ノ布達左ノ通り  
寺院住職之儀ハ當省壬申第十四  
號(寺院住職)目ノヲ以及布達  
置候處今般第八號公布(前條を)之

趣モ有之依テ自今本山本寺ノ向  
ハ於當省辭令書相渡候條此旨布  
達候事

但本文住職出願之手續並本山  
本寺ヲ除之外ハ總テ可為従前  
之通候事  
明治己巳來の僧侶四月致ま宮堂上方  
の庶子以れ來の僧侶四月致ま宮堂上方  
旨布告あれども肉食妻帯等ゆ  
るされい布告よりて廢せら

○ 一寺住職の家属士族は准むべし  
第一号布達又教部省より壬申第一  
第五号布達又帰俗云々及ハ年  
兩後不及伺出云々皆畧ハ

事

○ 教部省より伺ひの畧は一寺  
住職の者ハ平民たりとも身分  
取扱士族は准むべし其家属も  
同様あるやとあるは正院の措

今左の通り

○ 伺之通

○ 僧侶住職辭令書渡方の事

教部省の布達

○ 寺院住職ノ儀ハ本年布達第二號

ヲ以相達置候通本山本寺ノ向後

當省辭令書相渡候ニ付爾後中本

寺以下モ右ニ準シ住職進退トモ

於各地方官別紙書式ノ通辭令書  
相渡可申此旨相達候事(書式)  
但住職進退出願ノ手續可為從  
前ノ通事

○僧尼取扱の事

布告(七年)

僧尼族籍編入ノ布告更定ノ内

真宗(維新以來華族ニ列外)並舊修

一 驗等世襲ノ者モ一般平民タルハ

キ事

一本末寺共其住職タル者宗教事務

管理ノ儀一般職分同様タルヘキ

事

但一寺住職ノ者ハ平民タリ共

總テ身分取扱士族ニ準シ候儀

ハ従前ノ通タルヘキ事



○僧侶犯罪取扱の事

改定律例第二十六條

凡僧徒罪ヲ犯スニ寺職ノ者ハ士

族ニ準シテ論シ破廉取甚ニ係ル者

ハ職ヲ奪ヒ實断シ限滿テ本寺ニ附

ス其職ヲ經テ退隱スル者モ亦同ジ

餘僧ハ平民ト同ク科断ス

右本文ニ破廉取トハ竊盜又ハ

賭博あど取と心こころを破やぶりて其

惡事あくじを為なすを云いふ又實断じつだんトハ

譬たとへバ懲役ちやうやくあるハ其懲役ちやうやくを直ただ

受うけよさせることあり又餘僧よそぞうと

ハ住職ぢゆうしやくの身分みぶんニ非あらざる外ほかの僧そう

を云いふ

山形縣やまがたけんより伺うかがひの畧りやくニ一寺いつしやう

住職ぢゆうしやくの者もの破廉取はれんしやく甚しつこく係かる

罪を犯せば御布告より依り其本籍を以て論じとあれは無論原籍の士族の者百日以下の罪ハ奪職の上除族より止め平民ハ奪職實断致し云々  
右處決の上ハ本寺より附せざりて各原籍へ歸し可然哉とある  
司法省の指令左の通り

□ 兩條共同之通

鳥取縣より伺かひの畧より餘僧よても元身分士族よて本籍よ復さる者ハ士族と同しく科断せむべきや 第一條  
真宗僧徒の如きハ子孫因襲住職の者より有之餘僧と雖ども他宗餘僧の如く元身分士族平民

の別難相立右ハ如何處断せむ

ミヤ 第二條

天台真言兩宗舊修驗等院迹有  
之寺院跡相唱候分ハ真宗僧徒  
同様科断一院迹無之寺院跡廢  
止候分ハ戸主と雖ども寺職と  
稱せむべきニ非ざれば都て平民  
と同トク論むべきヤ 第三條

右ハ司法省の指令左の通り

□ 第一條 伺之通

第二條 真宗僧徒同居ノ子弟ハ

其父兄ノ杖籍ニ準シテ論ス

第三條 伺之通

○ 雇人の事

人ニ雇ハる者トハ戸籍届濟  
以上の者と雇人と稱ふ(司法省)

此はあ累れともする事あり改定律例  
雇人の條左の通り

第九十七條

○凡官吏華士族ノ家ニ給侍役使ス  
ル男女ヲ奴婢ト稱シ卒庶人ノ家ニ  
役使スル者ハ雇人ト稱スル律ヲ改  
メ俱ニ雇人ト稱ス其各律ニ分別輕  
重アル者モ一體ニ雇人の權衡ニ從

ヒ科断ス若シ但タ奴婢ト單稱シテ  
雇人ヲ擧サル者ハ改正各條ニ依リ

科断ス

第九十八條

○凡勅奏官位ノ執事及ヒ華族ノ家  
令扶從ハ本籍平民ト雖モ家長ニ代  
ル公事ニ係レハ俱ニ士族ニ準ス其  
私事ニ係ル者ハ各本籍ヲ以テ處分

ス

右雇人の外ニ雇工船戸脚夫馬  
子車丁等の類ハ一時の寄託を  
受る者ニて雇人の部ニ入る(此

とあはれど司法省の布達)

○雇人召抱手續の事

布告(庚午十)

○華族ノ輩府藩縣ニ於テ他貫屬士

族借受候儀自今不及願雙方官廳掛  
合致シ故障無之候ハ、借受候上雙  
方ヨリ届出ヘキ事

布告(同肚十)

○諸官員ヲ始官華族士族卒ニ至ル  
マテ召抱人身元取糾候ハ勿論請人  
證書無之召抱候儀相成ラス候事  
但厄介指置候節モ同様可相心得

候尤當今召抱并厄介共入數姓名  
書記管轄所へ可届出事

布告(辛昧)

○今般御改正ニ付官華族家来三代

以下ノ者復籍送方並士族卒平民拜

借傭入等願案自今左ノ通被定候條

各管轄府へ可願出事

願業いろくあれ

○雇人財を盗み處罰の事

律一雇人盗家長財物とて雇人

よして家長の金を盗めば並の

盗人より罰ハ重き事あり然る

は雇人といハ戸籍届濟以上を云

ふとあれハ通勤番頭手代の類

ハ家長の籍に入らざるを以て

仮令一金を盗むも凡盗同様

見ゆれども矢張同居雇人の處  
 分ある事あり即ち京都裁判  
 所の伺がひ杖畧へ司法省の指  
 令左の通り  
 □ 家令家扶番頭手代ノ類ハ同居各  
 居ニ論ナク雇人ヲ以テ處分スヘ  
 シ  
 ○ 士族よて士族を從者とふる事

從前士族よて士族卒を從者よ  
 召使ふ事ハ相成らざりしが辛  
 未十二月の布告よて構へる事  
 ことよ成れり即ち其公文左  
 の通り  
 ○ 士族ノ輩自今士族卒ヲ從者ニ召  
 仕候儀不苦候事  
 但當正月中相達候事族拜借人ノ

例ニ倣ヒ拜借主管轄廳へ願出へ

○平民ヨテ士族を雇ふ事

大藏省の伺がひ

□平民ニテ士族ヲ商用ノ為メ雇ヒ

又ハ職業傳習ノ為メ雇ル、儀許

可致哉

右へ正院の指令左の通り

○伺之通

○平民苗字を用ゆる事

布告(庚午)

○自今平民苗字被差許候事

○平民通称を相襲ふ事

新治縣の伺がひ

△一農商等後來戸主ノ通称ヲ以テ

家名店名杯ト唱へ父子相承累世



名乗来候向相續ノ際子父ノ名ヲ  
襲ザレバ商業其外取引等ニ差支  
候旨申出候類有之右様ノ向ハ聞  
届不苦哉 第一條

一士民ニ不拘戸主ニ非スシテ他  
家へ養子又ハ相續ニ差遣ス際無  
據事情有之改名致度旨申出候類  
ハ同苗同名ニナク凡聞届不苦哉

第三條

右へ正院の指令左の通り

○ 第一條 同之通

但相續ノ時先代ノ實印ニ不紛様

印面彫刻可致事

第二條 養子或ハ相續人トナリ第

一 條 伺書ノ如ク商業産業等ニ解先

代ノ名ヲ称セサレハ差支有之類ハ

同苗同名ニ無之トモ取調ノ上聞届  
不苦候事

○俳優娼妓の改名並ニ雇人改名  
の事

大藏省の伺がひ

□ 一俳優娼妓ノ類他日良業ニ就キ  
候節改名聞届不苦哉 第一條

第二條

一同苗ニ無之トモ雇人戸主ト同

名ノ者ハ雇中其家限り改名不苦

哉 第三條 第四條 畧

右ノ正院の指今左の通り

○ 條々伺之通

○ 年季奉公の名目制禁の事  
附娼妓藝妓の事

古来平民にてハ手代丁穉あど

を雇ふ一一生奉公又ハ年季奉  
 公杯種々の名目を付け主人の  
 意に任せて賣買同様は人の身  
 を束縛して使ひこゑせしが濟  
 ざる事は付壬申十月は右等の  
 所業を制禁し成りたる布告の  
 條件左の通り  
 ○ 一人身ヲ賣買致シ終身又ハ年季

ヲ限り其主人ノ存意ニ任セ雇使致  
 シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付  
 古來制禁ノ處從來年期奉公等種々  
 名目ヲ以テ奉公住為致其實賣買同  
 様ノ所業ニ至リ以テ外ノ事ニ付自  
 今可為嚴禁事  
 一農工商ノ諸業習熟ノ為メ弟子奉  
 公為致候儀ハ勝手ニ候得共年限満

七年ニ過クヘカラサル事

但雙方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ル

ハ勝手タルヘキ事

一平常ノ奉公人ハ一ケ年宛タルヘ

シ尤奉公取續候者ハ證文可相改事

一娼妓藝妓等年季奉公人一切解放

可致右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取

上候事

右之通被定候條此度可相守事

右ニ付司法部及ひ大藏省より

布達左の通り

司法部

□ 一人ノ子女ヲ金談上ヨリ養女ノ

名目ニ為シ娼妓藝妓ノ所為ヲ為

サシムル者ハ其實際上則人身賣

買ニ付從前今後可及嚴重之所置

事

大藏省

女藝者或ハ洗濯女其外種々ノ名  
 目ニテ遊女同様ノ所業致シ候儀  
 ヲ黙許致シ来リ候分ハ篤ト相糺  
 シ普通飯盛等ノ名義ニ相改候カ  
 或ハ改業為致候カ兩様ノ中ニ改  
 正ノ積取調可伺出事

○稼ご藝妓の事

新川縣伺がひの大意は父母の  
 内病氣あどよて貧窶に陥り其  
 女と一月給金若干と取極め藝  
 妓奉公りさせ候者同ト其  
 抱入主給金若干と取極めたる  
 上ハ人身賣買の姿に當るべき  
 や右相方得心の上相稼ご候儀

ニ付年期奉公人ニ無之上ハ無  
罪あるヤとあるニ司法省の指  
令左の通り

○ 稼キノタメ月給ヲ取極メ候モノ  
ハ人身賣買ノ類ニアラス罪ノ問  
ヘキナシ

○ 諸職人及び奴僕心得の事

諸奉公諸職人雇人あど雇主方

を得意先あど、唱へて外の職  
人立入ことあねば彼是故障と  
申立刻錢同様取立ることあり  
又人の奴僕たる者も其主人の  
工作並びに賣買物の棒先を切  
り工商も亦之に與へて其工料  
品物の價を騰貴する杯みあ不  
條理しるさる付壬申八月と明

治六年三月とよ右様心得違の  
無きより布告左の通り

壬申

○一諸奉公諸職人雇夫等給金雇料  
ノ儀是又自今雙方共相對ヲ以テ取  
極候儀勝手次第タルヘシ尤諸職人  
等是マテ得意或ハ出入場ト唱へ常  
ニ備ハレ先キヲ極メ置候分雇主方

ニテ他ノ職人雇入候節彼是故障申  
掛候者モ有之由向後右様心得違無  
之様可致事

六年

○華士族庶民ノ奴僕傭人共其主人  
工作並諸品賣買等ノ節其金高ノ幾  
部分ヲ請求シ於工商モ其意ニ任セ  
授與致シ得意先杯ト唱へ他ノ諸工

高立入候ヲ拒絶シ或ハ其家長ト直  
談ノ取引筋ト雖モ刎銭同様相貪者  
有之趣右ハ眞實物品工料等ノ價位  
ヲ失シ交換流融ノ正理ニ悖リ無謂  
事ニ候以後右様ノ請求イタシ候者  
ハ勿論授與ノ者ト雖モ屹度取締可  
致事

○雇人逃亡の事

雇人の主家と逃亡して日數五  
十日と過ざれば其罪懲役三十  
日よして若し他國に出る五十  
日と過れば懲役四十日と申付  
らるる若し又二年と過る  
時ハ脱籍逃亡の本律に科せら  
るる事あり右ハ諸縣より同  
かひ一司法省の指令あれども



此ノ畧也

○非役の華士族職業の事

布告(辛未十)

○華士族率在官ノ外自今農工商ノ

職業相營候儀被差許候事

但職業相營候者ハ其業體人名等

管轄廳府縣ニ於テ取調大藏省ニ

可届出事

○農業の傍商業と營む事

大藏省布達(壬申)

□農業ノ傍商業ヲ相營ニ候儀禁止

致シ候向モ有之候處自今勝手

ルヘキ事

○家業鑑札渡方の事

東京府布達(壬申)

△一農工商トモ業體之儀ハ銘々見

込次第變換勝手タルベキハ勿論

二候へドモ今般府下家業可取調

二付諸業追々鑑札可相渡候就テ

ハ自今左之通可相心得事

一銘々即今ノ家業其戸長へ可申

出事

一鑑札渡方之儀ハ追テ各大區町

會所ニ於テ可取扱左鑑札料差

出へキ事

一小賣渡世之者共之内大店向へ

出入一方がノ者へハ其店向ヨリ

鑑札取揃可相渡事

一家業替又ハ新クニ家業相始ハ

候共其戸長へ申出候ハ、新規

並引替共速ニ可相渡候間自今

無鑑札ニテ家業相始メ候儀ハ

不相成事

一 組合商業之類ニテ營業致シ候

者ハ其組合ニテ鑑札可相渡ニ

付其段明細ニ可申出事

○ 服忌及び諸遠慮の事

從前祥月忌日ヨ當了時ハ御所

一 出勤の輩ハ遠慮したる事か

り一ガ其儀ヨ及バさる昔の公

達左の通り(當暇時ハ賜ハ日と唱り)

制度局達(吖服)

○ 正忌ノ儀於太政官者不及憚候事

從前忌濟ヨ相成り一時ハ出仕

の宣下あり一上ヨて出勤を

手續も示廢せられたる事左の

通り

布告(疋肝)

◎ 従来着服ノ輩忌濟ノ節除服出仕  
 宣下有之候處自今前以忌服何日迄  
 ト相届置忌濟ノ日ニ相当リ候へハ  
 勝手ニ出仕可致事  
 但忌濟當日御神事中ニ候へハ可  
 相憚於重服者御神事並御吉日モ  
 可相憚事  
 凡そ父母の喪夫の喪ハ別トて

大切ある事ニて其喪中ニ嫁り  
 娶りたる者ハ杖一百即ち懲  
 役百日の罪ニ科らる事ハ初篇  
 の婚姻の部ニ述たる通りあり  
 若し又遠國ニ相別れて父母又  
 ハ夫の喪を聞ふがら匿ト置て  
 喪を勤めざる時の科罪ハ新律  
 綱領ニ左の條あり

○ 凡父母及ヒ夫ノ喪ヲ聞キ匿シテ  
居喪セサル者ハ徒一年

右徒一年ハ改定律例ニ懲役一  
年あり慎しむ可き事ニありざ

らんや

喪中と云ふ事ハ都て喪服中の  
日数を算へることありしが明

治六年十二月司法省の伺がひ

よて忌中の日数のみを算へる  
ことニ成れり即ハ其公文左

の通り

伺がひ

前畧

自今喪中ト称スルハ忌中ノ

日数ノ三ヲ相定候様致度

右へ正院の指令左の通り

伺之通

○

従前死葬（むらひ）またづさりたる日  
ハ神社（や）の参詣（まゐ）を遠慮（とほ）せざる者間（ま）あり依り  
其儀（ぎ）を知りざる者間（ま）あり依り  
て布告（おふこ）左の通り  
○神社参詣ノ輩（とほ）自今死葬ニ預リ候  
者ト雖モ當日ノ三可相憚事  
但服忌ノ者ハ従前ノ通可相心得  
事

従来服忌の制（きまり）一京家（みやま）と武家（ぶけ）と  
の兩様ありて少く宛相違ふ事  
あるニ因り法律の上ニ不都合  
ありとて明治七年十月京家の  
制を廢せられし布告左の通り  
○服忌ノ儀追テ被仰出ノ品モ可有  
之候へ共差向京家ノ制武家ノ制兩  
様ニ相成居候テハ法律上不都合有

之ニ付自今京家ノ制被廢候條此旨  
布告候事

服忌受方の定式ハ高祖父母ヨ  
リ玄孫ニ至リ九族の内其他ト  
モ都て右布告の通りニて變  
事あるニ依て此ニ畧モ  
然れども家督相續の事ニ就て  
ハ尊屬より卑屬を續キ兄弟姉

妹相承るも皆義子と稱せざ  
て相續人と稱し服忌ハ矢張本  
族の續柄の通ニ相受る事あり  
且養母再嫁の時又ハ除族跡養  
子の事ニ付て服忌受方の廉々  
正院の指令左の通り  
北條縣の伺ハ  
△戸主除族トナリ血統ニアラザル

者相續セシハ其家ノ亡父ト父子  
除族ノ者ト兄弟ノ儀ヲ結ヒ定式  
ノ服忌可受哉

○ 伺之通

大藏省の伺かひ

□ 寡婦再嫁ノ上右相續ノ者養子ナ  
レハ養母ノ名義絶候ニ付無忌服

ト心得實子ナレハ母子ノ忌服ヲ

受其母再嫁ノ夫ハ無縁ト心得  
哉 第一章 第二章 畧モ

指今

○ 伺之趣養母家女ニシテ再嫁スレ  
ハ叔母ノ服忌可相受他總テ伺ノ通

タルヘキ事

從來姪婦及ヒ姪婦の夫又ハ六



番の産後並に出血、絞傷、吊喪、灸、  
治五辛を食ふの穢れ等、都て  
遠慮せざるに及ばざる事あり、即  
ち左の布告の條々よて知る

布告(壬申)

○自今産穢不及憚候事

同上(六年)

○自今混穢ノ制被廢候事

同上(同年)

○子細ノ所勞ト稱シ候忌服ハ自今  
相受ルニ不及候事

右子細の所勞と云ふことハ武  
家ハ是迄あり

○外國人と結婚の事  
従前外國人と婚姻を為す事ハ

禁制ありしが右交際の威よあ

るは従ひ差許あくてハ不都合

あるに依りて明治六年三月婚

姻規則書を添て布告ありしこ

と左の通り

○自今外國人民ト婚姻差許左ノ通

條規相定候條此旨可相心得事

一日本人外國人ト婚嫁セントスル

者ハ日本政府ノ允許ヲ受クヘシ

一外國人ニ嫁シタル日本ノ女ハ日

本人タルノ分限ヲ失フヘシ若シ

故アツテ再ヒ日本人タルノ分限

ニ復セン事ヲ願フ者ハ免許ヲ得

能フヘシ

一日本人ニ嫁シタル外國ノ女ハ日

本ノ國法ニ從ヒ日本人タルノ分

限ヲ得ヘシ

一 外國人ニ嫁スル日本ノ女ハ其身

ニ屬シタル者ト雖モ日本ノ不動

産ヲ所有スル事ヲ許サス但シ日

本ノ國法并ニ日本政府ニテ定

ル規則ニ違背スルハ無ハ金銀動

産ヲ持携スルハ妨ゲナシトス

一 日本ノ女外國人ヲ嫁養子トナス

者モ亦日本政府ノ允許ヲ受クヘ

シ

一 外國人日本人ノ婚養子トナリタ

ル者ハ日本國法ニ從ヒ日本人タ

ルノ分限ヲ得ヘシ

一 外國ニ於テ日本人外國人ト婚嫁

セントスル者ハ其國或ハ其近國

ニ在留ノ日本公使又ハ領事官ニ

願出許可ヲ乞フヘシ

公使及ヒ領事官ハ裁下ノ上本國政

府へ届出ヘシ

○北川泰明娘英人へ縁組の事

滋賀縣の伺ガヒ

△士族北川泰明娘静東京中畧共立

學校雇入教師英人ブリムへ縁

組致度般願出ニ付伺

右へ正院の指令左の通り

○別紙願之趣聞届候條此旨可相達

事

右の外は同様の事件あれとも

畧す

明治法令抄訓三篇終

明治法令抄訓

明治法令抄訓

四篇 不日出版

版權許 明治九年十月廿四日

出版 全 十年 月 日

編次人

石川縣士族

大郷

穆

東京第一區一小區  
駿河臺南甲賀町公署地

發兌書肆

石川治兵衛

東京馬喰町三丁目

東 京 圖 書 館

新 門 一 函

五 部 一 架

類 五 〇 二 號